

危険物の規制に関する規則第七條の五の規定により総務大臣が定める方法

(平成十四年十月七日)

(総務省告示第五百六十九号)

改正 令和 五年一二月一五日 総務省告示第四一四号

危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第七條の五の規定により総務大臣が定める方法は、総務省の掲示板に掲示し、かつ、総務省のホームページに掲載する方法とする。

附 則

この告示は、平成十四年十月二十五日から施行する。

改正文 (令和五年一二月一五日総務省告示第四一四号) 抄
公布の日から施行する。